

付加年金

お得な制度ですので
加入をお勧めします。



付加年金は、国民年金保険料に月額400円を上乗せして納めると、
年金を受け取る時は、200円×付加保険料納付月数として計算します。2年間で、納めた額は取り戻し、3年
目以降はもらい得になるという大変お得な制度です。(※手続きは市役所年金係へ)

例 付加年金に10年間加入した場合(老齢基礎年金受給額にプラスされます。)

付加年金納付額	65歳～81歳(平均寿命)までの付加年金受給額
400円×120月=48,000円	200円×120月×16年=384,000円

注) 1.国民年金基金加入者、免除を受けている方、及び第3号被保険者は加入できません。
2.付加年金は、定額を含めた保険料を翌月末までに納めないといけません。

詳しくは、市民課年金係まで ☎098-893-4411(内114・117)

児童虐待防止法が改正されました

平成十二年に制定・施行された「児童虐待の防止等に関する法律」が今年四月に改正されました
(施行日・平成十六年十月二日)



おおまかな内容についてご紹介致します

一 児童虐待定義の見直し(新たに加えられた部分)

① 保護者以外の同居人が子どもに対して身体的虐待や性的虐待、精神的虐待を行った際、保護者がそれを放置すること(第一条三)
② 子どもに対して著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすることや、子どもがいる家庭において配偶者に対する暴力(ドメスティックバイオレンス)が行われること(第二条四)

二 国及び地方公共団体の責務の改正

国及び地方公共団体の責務(第四条)について これまでは虐待の早期発見と適切な保護の場面についてのみ、関係機関の連携および民間団体の連携の強化と、必要な体制の整備に努めることが明記されていましたが、新たに次の二点が付け加えられました

① 虐待の予防・発見・保護にとどまらず、虐待を受けた子どもの自立支援・親子の再統合または良好な家庭的環境で生活することへ向けてそれぞれの段階において国および地方公共団体の責務があること(第四条一)

② 国および地方公共団体は、児童相談所や学校、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士などの職務上子どもの福祉に関係のある人々を対象に研修などを行い(第四条二)虐待を受けた子どものケアおよび保護者の支援のあり方などについて調査研究および検証を行うこと(第四条五)

三 児童虐待に係る通告義務の拡大

これまでは「児童虐待を受けた児童を発見した場合に通告を義務つけていましたが、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合」と虐待が疑われた段階であっても通告義務があるとその範囲を拡大した

◆問い合わせ：宜野湾市児童虐待防止ネットワーク会議

宜野湾市役所児童家庭課(家庭児童相談室)

☎八九三二四四二一 内線一八〇

聖火、宜野湾をかける!



旧市役所前を走る聖火ランナー(普天間)。吹奏楽団をはじめ、多数の市民が小旗を振ってランナーを歓迎した。

「宜野湾市史」の問い合わせ
教育委員会文化課 ☎893-4431

茶

わーゆんたく



アテネオリンピックの興奮から遡ること四〇年前一九六四(昭和三九)年に東京オリンピックが開催されました。それに先駆けて聖火リレーがギリシャから三ヶ国を経て、日本上陸の第一歩として沖繩に到着しました。

九月七日に沖繩入りした聖火は、九日、軍用道路五号線(現国道三三〇号)の北中城村石平から浦添市広栄を通過しました。

聖火ランナーは、軍司令部前・普天間の旧市役所前

上原・宜野湾小学校前・我如古・広栄入口を中継地点とし、市内は旧市役所前から我如古までを四区間に分けて、宜野湾路を駆け抜きました。ランナーの伴走は、普天間高校生・市内中学生が務め、多くの市民から歓迎を受けました。

この頃の沖繩は米軍の統治下にあつて、人びとはオリンピックの開催を祝うだけでなく、聖火を平和の火ととらえ、平和と祖国復帰を願いました。